

**令和2年**

**老岐市議会定例会6月会議議案**

(令和2年6月11日提出分)

## 令和2年壱岐市議会定例会6月会議議案

- 報告第4号 令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について
- 報告第5号 令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について
- 報告第6号 令和元年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第7号 令和元年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について
- 報告第8号 令和元年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について
- 議案第34号 長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 議案第35号 壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第36号 壱岐市税条例の一部改正について
- 議案第37号 壱岐市手数料条例の一部改正について
- 議案第38号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第39号 壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第40号 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第41号 壱岐市へき地診療所条例の廃止について
- 議案第42号 損害賠償の額の決定について
- 議案第43号 壱岐市地域防災計画の修正について
- 議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について
- 議案第45号 市道路線の認定について

議案第46号 市道路線の廃止について

議案第47号 令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）

議案第48号 令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

## 報告第4号

令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告  
について

令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一



令和元年度

一般会計補正予算書  
(第9号)

壱岐市



## 専決第3号

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

### 令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,150,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

#### （地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月31日専決

壱岐市長 白川博一



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 : 千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 地方譲与税		277,266	11,662	288,928
	1 地方揮発油譲与税	80,000	△6,415	73,585
	2 自動車重量譲与税	194,000	17,919	211,919
	3 航空機燃料譲与税	200	158	358
3 利子割交付金		1,500	△315	1,185
	1 利子割交付金	1,500	△315	1,185
4 配当割交付金		2,900	2,503	5,403
	1 配当割交付金	2,900	2,503	5,403
5 株式等譲渡所得割交付金		500	2,459	2,959
	1 株式等譲渡所得割交付金	500	2,459	2,959
6 地方消費税交付金		460,000	9,886	469,886
	1 地方消費税交付金	460,000	9,886	469,886
8 自動車取得税交付金		22,000	14,632	36,632
	1 自動車取得税交付金	22,000	8,087	30,087
	2 自動車税環境性能割交付金	0	6,545	6,545
9 地方特例交付金		9,162	7,643	16,805
	1 地方特例交付金	3,800	7,643	11,443
10 地方交付税		9,322,139	126,111	9,448,250
	1 地方交付税	9,322,139	126,111	9,448,250
11 交通安全対策特別交付金		6,000	△1,723	4,277
	1 交通安全対策特別交付金	6,000	△1,723	4,277
15 県支出金		2,346,853	△3,611	2,343,242
	1 県負担金	675,101	△3,611	671,490
17 寄附金		350,021	29,964	379,985
	1 寄附金	350,021	29,964	379,985
18 繰入金		3,056,137	△239,211	2,816,926
	1 基金繰入金	3,056,137	△239,211	2,816,926
21 市債		2,041,200	△45,000	1,996,200
	1 市債	2,041,200	△45,000	1,996,200
歳 入 合 計		24,235,000	△85,000	24,150,000

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		4,424,873	17,453	4,442,326
	1 総務管理費	4,092,659	17,453	4,110,112
5 農林水産業費		2,366,422	△70,600	2,295,822
	3 水産業費	1,021,082	△70,600	950,482
7 土木費		1,634,944	△20,150	1,614,794
	3 河川費	56,368	△2,550	53,818
	7 住宅費	333,510	△17,600	315,910
8 消防費		813,469	△11,703	801,766
	1 消防費	813,469	△11,703	801,766
歳 出 合 計		24,235,000	△85,000	24,150,000

第2表 繰越明許費補正

1. 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 消防費	1 消防費	老岐市耐震性貯水槽設置工事	15,961	20,440
9 教育費	2 小学校費	箱崎小学校グラウンド改修工事	18,500	20,208
合		計	34,461	40,648

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債	353,400	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	335,700	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。
合併特例事業債	377,600	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	361,100	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
商 工 債	36,800	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	36,700	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。
土 木 債	189,300	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	181,200	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消 防 債	83,900	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	66,900	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。
農 林 水 産 業 債	4,100	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	500	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	75,500	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	18,000	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

# 1. 総括

## 歳入

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	277,266	11,662	288,928
3 利子割交付金	1,500	△315	1,185
4 配当割交付金	2,900	2,503	5,403
5 株式等譲渡所得割交付金	500	2,459	2,959
6 地方消費税交付金	460,000	9,886	469,886
8 自動車取得税交付金	22,000	14,632	36,632
9 地方特例交付金	9,162	7,643	16,805
10 地方交付税	9,322,139	126,111	9,448,250
11 交通安全対策特別交付金	6,000	△1,723	4,277
15 県支出金	2,346,853	△3,611	2,343,242
17 寄附金	350,021	29,964	379,985
18 繰入金	3,056,137	△239,211	2,816,926
21 市債	2,041,200	△45,000	1,996,200
歳入合計	24,235,000	△85,000	24,150,000



歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	4,424,873	17,453	4,442,326
3 民生費	6,158,557	0	6,158,557
4 衛生費	2,122,762	0	2,122,762
5 農林水産業費	2,366,422	△70,600	2,295,822
6 商工費	985,602	0	985,602
7 土木費	1,634,944	△20,150	1,614,794
8 消防費	813,469	△11,703	801,766
9 教育費	2,070,987	0	2,070,987
10 災害復旧費	271,267	0	271,267
歳 出 合 計	24,235,000	△85,000	24,150,000

(単位：千円)

補正の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	△10,100	△28,547	56,100
0	400	21,600	△22,000
0	△400	△4,100	4,500
△3,611	△6,600	19,089	△79,478
0	△100	26,500	△26,400
0	△10,300	△1,100	△8,750
0	△16,800	△200	5,297
0	△2,500	7,500	△5,000
0	1,400	0	△1,400
△3,611	△45,000	40,742	△77,131

一般会計

## 2. 歳入

### 2款 地方譲与税

#### 1項 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方揮発油譲与税	80,000	△ 6,415	73,585
計	80,000	△ 6,415	73,585

### 2款 地方譲与税

#### 2項 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	194,000	17,919	211,919
計	194,000	17,919	211,919

### 2款 地方譲与税

#### 3項 航空機燃料譲与税

1 航空機燃料譲与税	200	158	358
計	200	158	358

### 3款 利子割交付金

#### 1項 利子割交付金

1 利子割交付金	1,500	△ 315	1,185
計	1,500	△ 315	1,185

### 4款 配当割交付金

#### 1項 配当割交付金

1 配当割交付金	2,900	2,503	5,403
計	2,900	2,503	5,403

### 5款 株式等譲渡所得割交付金

#### 1項 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	500	2,459	2,959
計	500	2,459	2,959

### 6款 地方消費税交付金

#### 1項 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	460,000	9,886	469,886
計	460,000	9,886	469,886

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	△ 6,415	地方揮発油譲与税 △ 6,415

1 自動車重量譲与税	17,919	自動車重量譲与税 17,919

1 航空機燃料譲与税	158	航空機燃料譲与税 158

1 利子割交付金	△ 315	利子割交付金 △ 315

1 配当割交付金	2,503	配当割交付金 2,503

1 株式等譲渡所得割交付金	2,459	株式等譲渡所得割交付金 2,459

1 地方消費税交付金	9,886	地方消費税交付金 9,886

2地方譲与税 - 6地方消費税交付金

8款 自動車取得税交付金

1項 自動車取得税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 自動車取得税交付金	22,000	8,087	30,087
計	22,000	8,087	30,087

8款 自動車取得税交付金

2項 自動車税環境性能割交付金

1 自動車税環境性能割交付金	0	6,545	6,545
計	0	6,545	6,545

9款 地方特例交付金

1項 地方特例交付金

1 地方特例交付金	3,800	7,643	11,443
計	3,800	7,643	11,443

10款 地方交付税

1項 地方交付税

1 地方交付税	9,322,139	126,111	9,448,250
計	9,322,139	126,111	9,448,250

11款 交通安全対策特別交付金

1項 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	6,000	△ 1,723	4,277
計	6,000	△ 1,723	4,277

15款 県支出金

1項 県負担金

1 市町村権限移譲等交付金	43,933	△ 3,611	40,322
計	675,101	△ 3,611	671,490

17款 寄附金

1項 寄附金

2 指定寄附金	350,020	29,964	379,984
---------	---------	--------	---------

(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
1 自動車取得税交付金	8,087	自動車取得税交付金	8,087

1 自動車税環境性能割交付金	6,545	自動車税環境性能割交付金	6,545

1 地方特例交付金	7,643	地方特例交付金	7,643

1 地方交付税	126,111	特別交付税	126,111

1 交通安全対策特別交付金	△ 1,723	交通安全対策特別交付金	△ 1,723

1 市町村権限移譲等交付金	△ 3,611	市町村権限移譲等交付金	△ 3,611

1 指定寄附金	29,964	ふるさと応援寄附金	29,964
---------	--------	-----------	--------

8自動車取得税交付金 - 17寄附金

## 17款 寄附金

## 1項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
計	350,021	29,964	379,985

## 18款 繰入金

## 1項 基金繰入金

1 基金繰入金	3,056,137	△ 239,211	2,816,926
計	3,056,137	△ 239,211	2,816,926

## 21款 市債

## 1項 市債

2 過疎対策事業債	713,900	△ 17,700	696,200
3 合併特例事業債	365,600	△ 4,500	361,100
5 商工債	36,800	△ 100	36,700
6 土木債	189,300	△ 8,100	181,200
7 消防債	82,800	△ 15,900	66,900

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	

1 財政調整基金繰入金	△ 250,000	財政調整基金繰入金	△ 250,000
3 地域振興基金繰入金	△ 6,500	地域振興基金繰入金	△ 6,500
4 過疎地域自立促進特別事業基金繰入金	124,600	過疎地域自立促進特別事業基金繰入金	124,600
5 ふるさと応援基金繰入金	△ 91,200	ふるさと応援基金繰入金	△ 91,200
6 栽培漁業振興基金繰入金	△ 10,000	栽培漁業振興基金繰入金	△ 10,000
7 沿岸漁業振興基金繰入金	△ 3,611	沿岸漁業振興基金繰入金	△ 3,611
9 地域福祉基金繰入金	△ 700	地域福祉基金繰入金	△ 700
10 施設整備基金繰入金 (老人ホーム)	△ 1,800	施設整備基金繰入金 (老人ホーム)	△ 1,800

1 過疎対策事業債	△ 17,700	過疎対策事業	△ 17,700
1 合併特例事業債	△ 4,500	合併特例事業	△ 4,500
1 一般補助施設整備等事業債	△ 100	一般補助施設整備等事業債	△ 100
2 公営住宅建設事業債	△ 6,200	公営住宅建設事業	△ 6,200
3 緊急自然災害防止対策事業債	△ 1,900	緊急自然災害防止対策事業	△ 1,900
1 緊急防災・減災事業債	△ 7,100	緊急防災・減災事業	△ 7,100

17寄附金 - 21市債



## 21款 市債

## 1項 市債

目	補正前の額	補正額	計
8 農林水産業債	600	△ 100	500
9 災害復旧事業債	16,600	1,400	18,000
計	2,041,200	△ 45,000	1,996,200

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
2 防災対策事業債	△ 8,800	防災基盤整備事業 △ 8,800
1 緊急自然災害防止対策事業債	△ 100	緊急自然災害防止対策事業 △ 100
1 単独災害復旧事業債	△ 2,200	公共土木施設等災害復旧事業 (単独) △ 2,200
2 補助災害復旧事業債	3,600	公共土木施設等災害復旧事業 (現年災補助) 3,600

### 3. 歳出

#### 2款 総務費

##### 1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5 財産管理費	496,681	△12,500	484,181	0	△10,100	0
6 企画費	902,506	29,953	932,459	0	0	△28,547
計	4,092,659	17,453	4,110,112	0	△10,100	△28,547

#### 3款 民生費

##### 1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,491,237	0	1,491,237	0	400	11,400
2 社会福祉施設費	142,301	0	142,301	0	0	△700
3 老人福祉費	119,403	0	119,403	0	0	8,400
5 介護保険事業費	605,806	0	605,806	0	0	△1,800
6 老人福祉施設費	315,512	0	315,512	0	0	△1,800
計	3,577,304	0	3,577,304	0	400	15,500

#### 3款 民生費

##### 2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	131,274	0	131,274	0	0	6,100
計	1,710,504	0	1,710,504	0	0	6,100

#### 4款 衛生費

##### 1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	554,660	0	554,660	0	0	△5,600
2 予防費	72,357	0	72,357	0	0	7,800
3 環境衛生費	88,071	0	88,071	0	△400	0
計	1,216,846	0	1,216,846	0	△400	2,200

#### 4款 衛生費

##### 2項 清掃費

2 塵芥処理費	550,046	0	550,046	0	0	△3,500
---------	---------	---	---------	---	---	--------

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△2,400	15 工事請負費	△12,500	施設改修工事 施設改修工事（事業用資産）
58,500	25 積立金	29,953	ふるさと応援基金積立金 29,953
56,100			

△11,800			(財源調整)
700			(財源調整)
△8,400			(財源調整)
1,800			(財源調整)
1,800			(財源調整)
△15,900			

△6,100			(財源調整)
△6,100			

5,600			(財源調整)
△7,800			(財源調整)
400			(財源調整)
△1,800			

3,500			(財源調整)
-------	--	--	--------

4款 衛生費  
2項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3 し尿処理費	186,981	0	186,981	0	0	△2,800
計	905,916	0	905,916	0	0	△6,300

5款 農林水産業費  
1項 農業費

3 農業振興費	181,658	0	181,658	0	0	5,900
4 畜産業費	453,693	0	453,693	0	△7,800	12,600
5 農地費	514,004	0	514,004	0	△100	0
計	1,297,148	0	1,297,148	0	△7,900	18,500

5款 農林水産業費  
2項 林業費

2 林業振興費	45,568	0	45,568	0	0	△700
計	48,192	0	48,192	0	0	△700

5款 農林水産業費  
3項 水産業費

1 水産業総務費	131,207	0	131,207	0	0	27,656
2 水産業振興費	459,187	△70,600	388,587	△3,611	△400	△26,367
4 漁港漁場整備費	323,699	0	323,699	0	1,700	0
計	1,021,082	△70,600	950,482	△3,611	1,300	1,289

6款 商工費  
1項 商工費

2 商工振興費	368,329	0	368,329	0	0	1,500
4 観光費	449,534	0	449,534	0	△100	25,000
計	985,602	0	985,602	0	△100	26,500

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
2,800			(財源調整)
6,300			

△5,900			(財源調整)
△4,800			(財源調整)
100			(財源調整)
△10,600			

700			(財源調整)
700			

△27,656			(財源調整)
△40,222	19 負担金補助及び交付金	△33,000	農林水産業費補助金 漁業用燃油対策事業 △33,000
	25 積立金	△37,600	栽培漁業振興基金積立金 △37,600
△1,700			(財源調整)
△69,578			

△1,500			(財源調整)
△24,900			(財源調整)
△26,400			

## 7款 土木費

## 2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 道路橋りょう維持費	207,402	0	207,402	0	0	△100
3 道路橋りょう新設改良費	622,744	0	622,744	0	△7,800	0
計	830,175	0	830,175	0	△7,800	△100

## 7款 土木費

## 3項 河川費

1 河川総務費	14,474	0	14,474	0	0	△500
2 急傾斜地崩壊対策費	41,894	△2,550	39,344	0	△1,900	0
計	56,368	△2,550	53,818	0	△1,900	△500

## 7款 土木費

## 5項 都市計画費

2 公園費	60,559	0	60,559	0	5,600	0
計	66,793	0	66,793	0	5,600	0

## 7款 土木費

## 7項 住宅費

1 住宅管理費	94,746	0	94,746	0	0	△500
2 住宅建設費	238,764	△17,600	221,164	0	△6,200	0
計	333,510	△17,600	315,910	0	△6,200	△500

## 8款 消防費

## 1項 消防費

1 常備消防費	521,497	0	521,497	0	△100	0
3 消防施設費	148,760	0	148,760	0	△7,900	△200
4 防災費	25,075	△11,703	13,372	0	△8,800	0
計	813,469	△11,703	801,766	0	△16,800	△200

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
100			(財源調整)
7,800			(財源調整)
7,900			

500			(財源調整)
△650	15 工事請負費	△2,550	防災対策工事 急傾斜地崩壊対策工事
△150			

△5,600			(財源調整)
△5,600			

500			(財源調整)
△11,400	15 工事請負費	△17,600	施設設備等改修工事 公営住宅改修工事
△10,900			

100			(財源調整)
8,100			(財源調整)
△2,903	15 工事請負費	△11,703	設備等整備工事
5,297			



9款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 学校管理費	349,750	0	349,750	0	△4,800	0
2 教育振興費	96,580	0	96,580	0	0	△4,100
計	446,330	0	446,330	0	△4,800	△4,100

9款 教育費

3項 中学校費

2 教育振興費	56,010	0	56,010	0	0	△2,900
計	301,845	0	301,845	0	0	△2,900

9款 教育費

5項 社会教育費

1 社会教育総務費	60,188	0	60,188	0	0	1,500
2 青少年育成費	13,871	0	13,871	0	0	5,300
6 文化財保護費	244,559	0	244,559	0	2,300	7,700
計	519,314	0	519,314	0	2,300	14,500

10款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木施設災害復旧費	64,787	0	64,787	0	1,400	0
計	64,787	0	64,787	0	1,400	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
4,800			(財源調整)
4,100			(財源調整)
8,900			

2,900			(財源調整)
2,900			

△1,500			(財源調整)
△5,300			(財源調整)
△10,000			(財源調整)
△16,800			

△1,400			(財源調整)
△1,400			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,060,094	19,760,608	3,671,200	2,266,206	21,165,602
(1) 総務	137,152	124,878	0	12,528	112,350
(2) 民生	43,607	42,875	0	3,866	39,009
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,528,249	1,310,117	500	195,121	1,115,496
(5) 商工	42,600	61,700	36,700	448	97,952
(6) 土木	654,865	558,206	26,400	93,176	491,430
(7) 公営住宅	587,838	691,111	228,600	63,698	856,013
(8) 消防	3,300	64,800	66,900	0	131,700
(9) 教育	606,569	686,990	279,400	26,078	940,312
(10) 辺地	1,812,845	1,752,739	356,200	256,668	1,852,271
(11) 過疎	6,007,179	6,260,337	861,000	681,990	6,439,347
(12) 合併特例	8,635,890	8,206,855	1,815,500	932,633	9,089,722
2. 災害復旧債	286,769	444,207	125,200	28,098	541,309
(1) 補助	101,660	216,850	63,600	10,770	269,680
(2) 単独	185,109	227,357	61,600	17,328	271,629
3. その他	6,729,699	6,814,619	367,900	768,220	6,414,299
(1) 臨時財政対策債	6,729,699	6,814,619	367,900	768,220	6,414,299
(2) 減税補てん債	0	0	0	0	0
(3) 臨時税収補てん債	0	0	0	0	0
合 計	27,076,562	27,019,434	4,164,300	3,062,524	28,121,210

## 報告第5号

令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について

令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一



令和元年度

介護保険事業特別会計補正予算書  
(第4号)

壱 岐 市



## 専決第4号

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

#### 令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ734千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,592,304千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月31日専決

壱岐市長 白川博一



第1表 歳入歳出予算補正

(単位 : 千円)

歳 入	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
7 繰入金		547,637	734	548,371
	2 基金繰入金	14,741	734	15,475
歳 入	合 計	3,591,570	734	3,592,304

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 介護給付費		3,206,916	734	3,207,650
	1 介護サービス諸費	3,117,120	734	3,117,854
歳 出	合 計	3,591,570	734	3,592,304



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括

歳 入

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	547,637	734	548,371
歳入合計	3,591,570	734	3,592,304

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 介護給付費	3,206,916	734	3,207,650
歳 出 合 計	3,591,570	734	3,592,304

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	734	0
0	0	734	0

## 2. 歳入

7款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	14,741	734	15,475
計	14,741	734	15,475

(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
1 介護給付費準備基金繰入金	734	介護給付費準備基金繰入金	734



### 3. 歳出

#### 2款 介護給付費

##### 1項 介護サービス諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 介護サービス諸費	3,117,120	734	3,117,854	0	0	734
計	3,117,120	734	3,117,854	0	0	734

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
0	19 負担金補助及 び交付金	734	介護サービス給付費（国保連） 734
0			

## 報告第6号

令和元年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の  
報告について

令和元年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り  
越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一

令和元年度 壱岐市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入特定財源	国県支出金	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
5 農林水産業費	1 農業費	近代化施設等整備事業	17,704,000	17,704,000					12,300,000		5,404,000
		土地改良施設維持管理適正化事業	18,010,000	18,009,000						16,560,000	1,449,000
		第2堆肥センター管理費	5,363,000	5,055,600					3,600,000		1,455,600
	2 林業費	自然災害防止事業	4,500,000	2,514,000		2,057,000		2,057,000		411,400	45,600
	3 水産業費	漁村再生交付金事業	90,000,000	88,688,000		61,439,000		61,439,000	23,600,000		3,649,000
水産物供給基盤機能保全事業		36,000,000	33,188,000		24,779,000		24,779,000	5,500,000		2,909,000	
6 商工費	1 商工費	壱岐島リポートプロジェクト事業	35,469,000	35,468,200		17,734,000	17,734,000		15,900,000		1,834,200
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持事業	19,000,000	14,000,000							14,000,000
		道路橋りょう新設改良事業	290,000,000	268,100,000		100,066,000	100,066,000		122,200,000		45,834,000
	4 港湾費	勝本港埋立事業	1,896,000	1,889,000							1,889,000
	7 住宅費	公営住宅等ストック総合改善事業 古城団地(3棟)	178,460,000	178,460,000		39,592,000	39,592,000		138,800,000		68,000
8 消防費	1 消防費	壱岐消防署郷ノ浦支署 庁舎非常用電源設備設置工事	9,004,000	9,003,960					9,000,000		3,960
		壱岐市耐震性貯水槽設置工事	20,440,000	20,439,800		5,486,000	5,486,000		9,400,000		5,553,800
9 教育費	2 小学校費	旧長島分校防風柵設置工事	3,700,000	3,700,000							3,700,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳							
					既収入特定財源	国県支出金	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
		旧長島分校屋内運動場解体工事	10,884,000	10,884,000								10,884,000
		箱崎小学校グラウンド改修工事	20,208,000	20,208,000					9,500,000			10,708,000
	3 中学校費	旧沼津中学校屋内運動場解体工事	12,000,000	12,000,000								12,000,000
		旧芦辺中学校校舎解体事業	60,591,000	60,591,000		33,474,000	33,474,000					27,117,000
10 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業（過年災）	173,783,000	173,783,000		108,030,000		108,030,000		6,653,000		59,100,000
	2 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災）	44,300,000	44,300,000		32,325,000	32,325,000		11,600,000			375,000
	合	計	1,051,312,000	1,017,985,560		424,982,000	228,677,000	196,305,000	361,400,000	23,624,400		207,979,160

報告第7号

令和元年度老岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について

令和元年度老岐市水道事業会計予算を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和2年6月11日提出

老岐市長 白川博一

# 令和元年度 志岐市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る資産の購入限度額	説明
						損留	定資金			
1.資本的支出	1.建設改良費	基幹施設改良設計費 上水道施設更新設計 (遠隔監視装置整備)	7,795,700	0	7,795,700	7,795,700	0	0	0	本業務において、本年度に郷ノ浦浄水場前処理施設整備工事により、電気改良工事を行う必要となり、給水を行うことを優先したため設計条件に必要な計装設備の数量確認及び現地立ち入り調査が出来ず、これらの調査に不足の日数を要したため。
		給配水管布設工事費 石田低区配水池配水管 災害復旧工事	3,604,700	0	3,604,700	3,604,700	0	0	0	本工事施工に伴い重機・工事用資材等の運搬路がなく、仮設道路敷地として民間から借り上げる必要が生じ、土地地権者との協議に不足の日数を要したため。
		合 計	11,400,400	0	11,400,400	11,400,400	0	0	0	

報告第8号

令和元年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について

令和元年度壱岐市一般会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一



令和元年度 壱岐市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担行為 予定額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	地 方 債	国 県 支 出 金	一 財 源		般 源
2	総務費	1 総務管理費	自治体情報セキュリティ強化対策事業 (サーバー室監視カメラシステム導入業務)	3,278,000	3,278,000		3,278,000					3,278,000	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、製造メーカーの工場稼働停止等により、機器の納品が困難となり、年度内の完了が不可能となった。
			情報システム運営等事業 (業務用PC端末更新及び設定変更業務)	113,621,200	113,621,200		113,621,200					113,621,200	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、製造メーカーの工場稼働停止等により、機器の納品が困難となり、年度内の完了が不可能となった。
3	民生費	1 社会福祉費	認知症グループホーム整備事業	43,178,000	43,178,000		43,178,000			43,178,000			着工当初の悪天候続きによる基礎工事の遅れと新型コロナウイルス感染症の影響による住宅設備等の部品及び物品の納期に不測の状況に陥ったことで年度内の完成が不可能となった。
4	衛生費	1 保健衛生費	壱岐葬斎場解体及び外構整備事業	3,454,000	3,454,000		3,454,000		3,000,000			454,000	壱岐葬斎場解体工事設計業務の履行期間はR1.11.7～R2.3.5であるが、受注者から成果品が提出されず年度内完成が不可能となった。
合 計			163,531,200	0	163,531,200	0	163,531,200	0	3,000,000	43,178,000		117,353,200	

## 議案第34号

長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、長崎県病院企業団の共同処理する事務から居宅介護支援事業及び老人介護支援センター事業に関する事務を除き、長崎県病院企業団規約の一部を別紙のとおり変更することについて、次の県及び関係市町と協議するものとする。

長崎県、島原市、南島原市、雲仙市、五島市、新上五島町及び対馬市

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

長崎県病院企業団の共同処理する事務及び規約の変更に関する協議については、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

## 長崎県病院企業団規約の一部を変更する規約

長崎県病院企業団規約（平成20年総行市第229号許可）の一部を次のように変更する。

第4条第2号中「訪問看護ステーション事業」を「訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業」に改め、同条第3号及び第4号を削る。

### 附 則

この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

議案第35号

壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、  
所要の改正を行うものである。

## 壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

壱岐市固定資産評価審査委員会条例（平成16年壱岐市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第36号

### 壱岐市税条例の一部改正について

壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一

#### (提案理由)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

## 壱岐市税条例の一部を改正する条例

(壱岐市税条例の一部改正)

第1条 壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

25 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 壱岐市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第25項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第

5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。



議案第37号

壱岐市手数料条例の一部改正について

壱岐市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市手数料条例の一部を改正する条例

壱岐市手数料条例（平成16年壱岐市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表」に改め、同表10の項を削り、同表11の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」に、「再交付）。」を「再交付）」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同項を同表10の項とし、同表12の項から54の項までを1項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年壱岐市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への傷病手当金の支給に係る申請書の受付に関し必要な事項を定めるものである。

## 壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市後期高齢者医療に関する条例（平成20年壱岐市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

壱岐市国民健康保険条例の一部改正について

壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関し必要な事項を定めるものである。

## 壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険条例（平成16年壱岐市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「。以下「高齢者医療確保法」という。」を削る。

附則に次の見出し及び7項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が、療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3



分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。

- 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額に満たないときは、その差額を支給する。

- 9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額に満たないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 10 前項の規定により本市が支給した額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用)

- 11 前6項の規定については、令和2年1月1日から市長が定める日までの間に傷病手当金の支給を始めるものについて適用する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

壱岐市へき地診療所条例の廃止について

壱岐市へき地診療所条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

壱岐市原島診療所の指定管理が終了し、閉所に伴い廃止するものである。

## 壱岐市へき地診療所条例を廃止する条例

壱岐市へき地診療所条例（平成23年壱岐市条例第22号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第42号

### 損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白川博一

#### 記

1 損害賠償の相手方

壱岐市勝本町 個人

2 損害賠償額

2,065,965円

3 損害賠償の理由

平成30年5月10日午後5時15分頃、壱岐市湯本地区公民館敷地裏の積石の置物に登って遊んでいた当時小学2年生男児が、石とともに落下し、その石の下敷きとなる事故が発生した。

#### (提案理由)

損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。